

(参考1) これまでの経緯

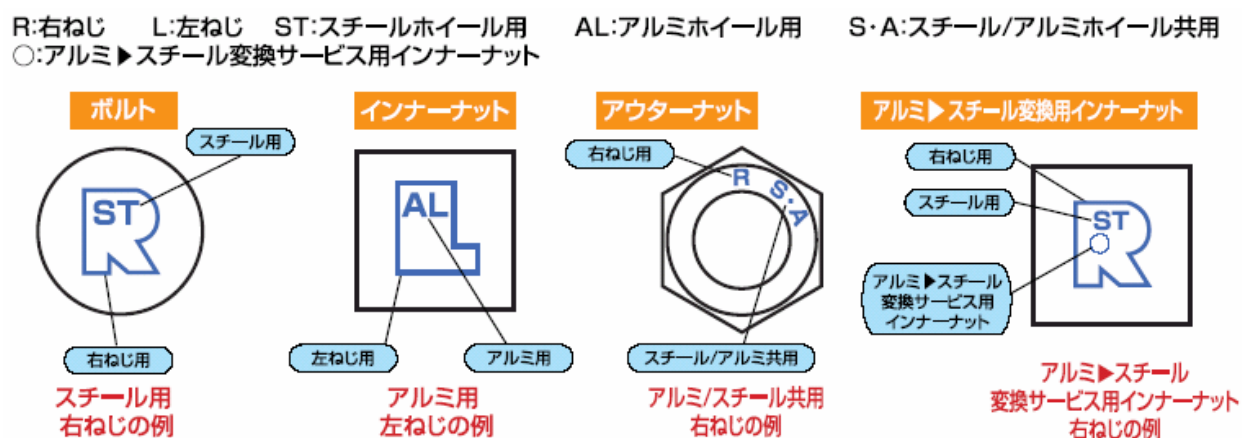
- ◆ 死亡事故を含む大型車の車輪脱落事故が多発したことから、平成 16 年 4 月、国土交通省は自動車製作者及び自動車関係団体に対し緊急点検の実施を指示。
- ◆ 平成 16 年 4 月～12 月、「大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故に係る調査検討会」において検討し、短期的な対策と中長期的な対策をとりまとめ。
- ◆ 平成 16 年 12 月、このとりまとめを受け国土交通省は、「再発防止のための注意事項等」を自動車使用者等に対し周知徹底を図るとともに、中長期的な対策として示された事項に関し、自動車製作者、機械工具製作者等の関係者に対し検討を依頼。
 - 「再発防止のための注意事項等」
 - 車輪を取り付けるホイール・ナットは規定トルクで締め付けること。
 - 車輪の脱着後は一定距離走行したらホイール・ナットを規定トルクで増し締めすること。
 - ホイールの種類(スチール製、アルミ製)に合ったホイール・ボルトとナットを使用すること、等。
- ◆ 平成 17 年 3 月～平成 18 年 4 月、関係者より中間報告書・報告書の提出。
- ◆ 平成 18 年 4 月、「再発防止のための注意事項等」の再徹底とともに、追加の対策等を取りまとめ、自動車関係団体に通知・指示。
 - 「追加の対策等」
 - 「再発防止のための注意事項等」をベースとして、日常点検整備・定期点検整備及びタイヤ交換の正しい方法を法令において規定する。
 - 自動車製作者は、誤組防止を目的として、JIS 方式のホイール・ボルト及びナットに、対応するホイールの種類(スチール製、アルミ製)が分かるように識別表示を行うとともに、その周知を図る。
 - 冬用タイヤへの履替時期においては、特に重点的な取組みを実施するとともに、それぞれの取組みが調和されて効果的に実施されるよう、連絡会を設置する。

(参考2) 現在の対策等実施状況

- ◆ 官民で「再発防止のための注意事項等」をパンフレットやビデオにより継続して周知・徹底を実施。
- ◆ 「再発防止のための注意事項等」をベースとして、日常点検整備・定期点検整備及びタイヤ交換の正しい方法を「自動車点検基準(省令)」及び「自動車の点検及び整

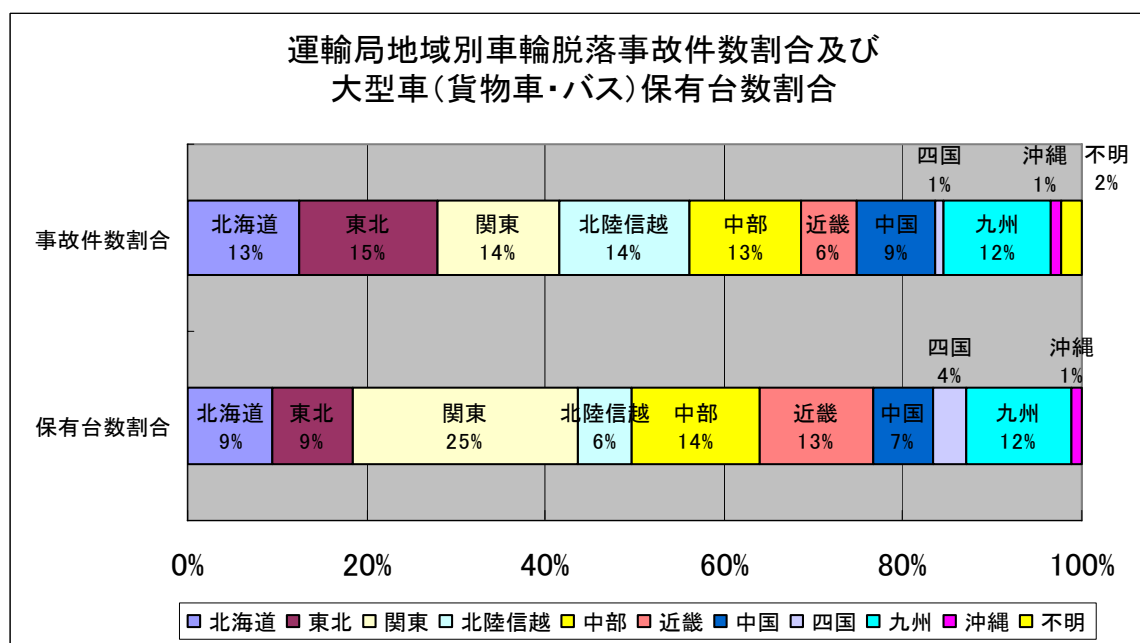
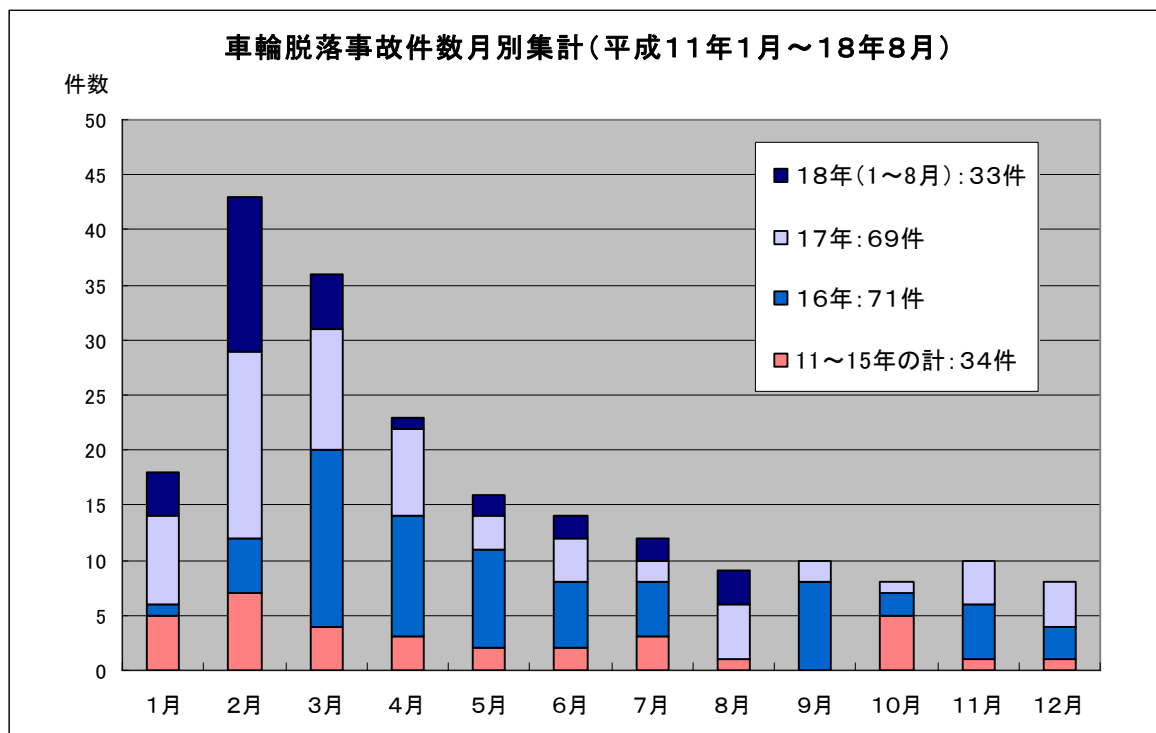
備に関する手引(告示)」に規定すべくパブリックコメント中であり、平成19年4月1日から施行予定。

- ◆ 自動車製作者は、誤組防止を目的として、JIS方式のホイール・ボルト及びナットに、対応するホイールの種類(スチール製、アルミ製)が分かるように識別表示を行い、生産車両や部品交換の車両から順次導入中。



(参考3) 事故状況

平成11年1月1日から平成18年8月末までの間に、国土交通省において把握した事故の中に、大型車の車輪脱落事故は207件^③あった。また、冬期において発生件数が多い傾向がある。



③ 平成16年3月以降、事故件数が増加したのは、車輪脱落等により運行できなくなった事故について報告を徹底する通達を発したことによるものと思われる。また、平成17年2月には、自動車事故報告規則を改正し、車輪脱落を含む車両故障により運行できなくなった事故について報告の義務化を行った。